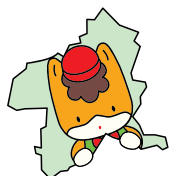


# 群馬県青少年健全育成条例のしおり

## ぐんまの未来を担う青少年の健全な育成のために

制 定：昭和36年10月1日施行

青少年の定義：18歳未満の者〔第12条〕



©群馬県 ぐんまちゃん

県民総ぐるみで青少年の健全な育成に取り組みましょう!



### 前 文

群馬県の次代を担う青少年が心身ともに健やかに成長し、社会の一員として使命と役割をもって自立することは県民すべての願いであり、青少年が健やかに成長できる地域づくりは県民の努めです。

青少年の自立支援や非行防止等に県、県民等が協働し、二十一世紀を担う心身ともに健全な青少年を育成するため、ここに、その重要な責務を自覚し、新たな決意をもって、取り組むものとします。

### 条例の目的（第1条）

この条例は、青少年の健全な育成に関し、県、保護者、県民、事業者等の責務を明らかにし、県の施策の基本を定めて総合的に推進するとともに、青少年を取り巻く社会環境を整備し、及び青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を規制することにより、青少年を保護し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的としています。



群 馬 県

# 群馬県青少年健全育成条例の概要

## 関係者の責務（第3条～第7条）

### ○県・・・

県は、国・市町村と緊密な連携を図り青少年の健全な育成を図るため、総合的な施策を策定し、これを実施します。

### ○保護者・・・

保護者は、青少年を健全に育成することが自らの責務であることを自覚し、良好な環境の中で監護教育するよう努めなければなりません。

### ○県民・・・

地域社会を構成する住民は、互いに協力し、良好な地域環境をつくとともに、地域社会における活動や行事等を通じて、青少年の健全な育成に努めなければなりません。

### ○学校関係者や青少年の健全な育成に携わる者・・・

職務、活動を通じて互いに協力し、自主的、積極的に青少年の健全な育成に努めなければなりません。

### ○青少年の健全な育成を目的とする団体・・・

本条例の目的達成のために行う県の施策に協力するとともに、相互に連携し、青少年の健全な育成のための活動を積極的に展開するよう努めなければなりません。

### ○事業者・・・

事業活動を行うに当たっては、その社会的責任を自覚し、青少年の健全な育成に配慮するよう努めなければなりません。

○青少年・・・ 社会の一員として自覚と責任を持つとともに、自らの生活を律し、健全な社会人として成長するよう努めなければなりません。

## 施策の基本（第9条）

県は、次に掲げる事項を基本として、青少年の健全な育成に関する総合的な施策を計画的かつ効果的に実施しなければなりません。

### 1 青少年の社会的自立の支援

ニート、ひきこもり等、青少年の自立支援施策を推進します

### 2 青少年を取り巻く社会環境の整備

青少年の健全な育成を妨げる社会環境を整備するため施策を実施します

### 3 青少年の非行防止に関する活動の推進

青少年の非行防止施策を推進します

### 4 青少年・団体が行う自主的活動の推進

青少年の地域活動参加等地域貢献活動を支援する施策を実施します

### 5 青少年の健全な育成を目的とする団体への支援

青少年健全育成団体等の支援を実施します

### 6 青少年の健全育成に関する県民の自主的活動促進

県民が主体となって行う健全育成活動を支援します

## 青少年健全育成基本計画（第9条第2・3項）

県は、青少年の健全な育成に関する総合的な施策を計画的かつ効果的に実施するため「青少年の健全な育成に関する基本計画」を定め、これを定めたときは公表します。計画の策定は、群馬県青少年健全育成審議会及び県民の意見を聞くことになっています。

現 計 画：ぐんまこどもビジョン2025

計画期間：令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間

## 市町村、民間団体等との協力体制の整備（第10条）

県は、青少年の健全な育成に関する施策が、市町村、青少年の健全な育成を目的とする団体等と緊密な連携のもとで実施されるよう協力の強化に必要な体制を整備します。



# 青少年を取り巻く社会環境の整備

経済や夜型社会の進展、ネット社会の急速な発達等は、生活の利便性を向上させる反面、青少年の健全な育成を阻害する有害な図書・がん具、ネット上の有害情報等、悪い環境も生み出してきました。

条例では、これら有害環境から青少年を保護するため、時代に即した改正を行い、有害なものに対する規制に取り組んできました。

「青少年にとって著しく有害なもの」「青少年にとって特に有益なもの」にはどのようなものがあるか、条例の内容にあわせて説明します。

## 青少年にとって著しく有害なものの例

- 有害興行・・・ストリップ、映画等
- 有害図書・・・アダルトビデオ、ポルノ雑誌等
- 有害がん具・・・条例で有害指定されたナイフ・エアガン  
クロスボウ・性具、使用済み下着等
- 有害図書、がん具を販売する自動販売機
- 有害な宣伝文書、広告・・・ピンクビラ、チラシ
- インターネット上の有害情報等  
・・・闇バイト募集サイト、有害薬物サイト、出会い系  
サイト、アダルトサイト
- 酒・たばこの青少年への販売
- 淫行行為、非行助長行為等



## 青少年にとって特に有益なものの例

- 図書・映画・演劇・演芸等で、青少年の知識と教養を高め、青少年の健全な育成に特に有益と認めるときは、青少年健全育成審議会の意見を聴いて推奨しています。(第11条)



## 有害興行の制限

(第13条第1・2・4・5項)

- 1 何人も、興行（映画・演劇・演芸等）の内容が青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるものを青少年に見せたり、聞かせたりしないよう努めなければなりません。
- 2 知事は、興行の内容が次の基準に該当するとき、「**有害興行**」として指定することができます。
- 4 興行者は、有害興行について**青少年の立入りを禁止する旨**を入口の見やすい場所に表示しなければなりません。
- 5 興行者は、有害興行を青少年に見せ、又は聞かせてはなりません。

### 有害興行として指定される基準

- (1) 著しく青少年の性的感情を刺激するもの
- (2) 著しく青少年の粗暴性、残虐性を助長するもの
- (3) 著しく青少年の犯罪、自殺を誘発するもの

立入禁止表示をしなかったり、青少年に見せたりした者は、10万円以下の罰金に処されます。

## 有害図書類の制限

(第14条第1・2・4項)

- 1 何人も、図書類でその内容が青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるものを青少年に見せたり、聞かせたりしないよう努めなければなりません。
- 2 知事は、図書類の内容が下記基準に該当するとき、「**有害図書類**」として指定することができます。
- 4 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、有害図書類を青少年に販売し、貸し付け、閲覧させ、又は視聴させてはなりません。

### 有害図書として指定される基準

第13条「有害興行として指定される基準」の内容に同じ

青少年に有害図書類を販売、貸し付け、閲覧、視聴させた図書類販売業者等は、30万円以下の罰金に処されます。

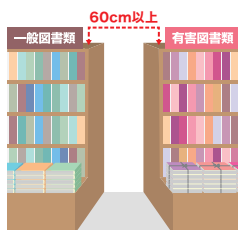
## 有害図書類の陳列方法の制限（第15条第1～4項）

- 1 図書類販売業者等は、有害図書類を陳列するとき、有害図書類を他の図書類と区分して、青少年の目に触れない場所や店内の監視しやすい場所に置かなければなりません。（法令により青少年の立入りが禁止されている場所において有害図書類を陳列する場合は除外されます。）
- 2 図書類販売業者等は、有害図書類を陳列する場所の見やすいところに「**青少年は購入、借り受け、閲覧、視聴できない**」旨を表示しなければなりません。
- 3・4 知事は、上記陳列方法に違反していると認めるとき、有害図書類の陳列方法の改善や、表示方法の変更等必要な措置を**勧告**することができます。正当な理由がないのに**勧告に従わない場合は**、5日を超えない範囲で陳列方法の改善措置をとるよう**命令**することができます。

命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処されます。



●間仕切り、ついたて等により容易に見通すことができない場所を設けて陳列する



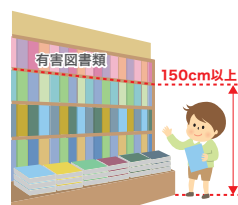
●他の図書類を陳列する棚の外周から60cm以上離れた棚に陳列する



●ビニール包装、ひも掛け等により、容易に閲覧できない状態にしてまとめて陳列する



●陳列棚に10cm以上張り出した仕切り板を設け、その間にまとめて陳列する



●床面から150cm以上の高さの位置に、背表紙のみが見えるようにしてまとめて陳列する

## 有害がん具類の制限（第16条第1・2・4項）

- 1 何人も、業務その他正当な理由がある場合を除き、がん具類で形状、構造又は機能が下記基準に該当すると認められるものを、青少年に所持させないように努めなければなりません。
- 2 知事は、青少年にとって有害ながん具類のうち、著しく有害なものを「**有害がん具類**」として指定できます。がん具類販売業者は、指定された有害がん具類を青少年に販売してはなりません。
- 4 がん具類の販売を業とする者は、有害がん具類を青少年に販売してはなりません。

### 有害がん具類として指定される基準

- (1) 著しく人の生命、身体もしくは財産に危害を及ぼし、犯罪を誘発し、もしくは助長するおそれのあるもの
- (2) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健康な育成を阻害するおそれのあるもの

青少年に有害がん具類を販売した業者は、30万円以下の罰金に処されます。

## 自動販売機の収納制限（第19条第1項・第22条第1項）

- 何人も、学校・児童福祉施設等、条例で規定する施設の周囲200メートル以内の区域に設置する自動販売機等には、有害性のある図書類・がん具類を収納してはなりません。
- 自動販売機等による図書類・がん具類の販売、貸付けを業とする者又はその管理者は、自動販売機等に「有害図書類」「有害がん具類」を収納してはなりません。

自動販売機に有害図書類・有害がん具類を収納した者は、30万円以下の罰金に処されます。

## 有害広告物の制限（第27条第1・2・3・4項）

- 1 何人も、その内容が青少年の健全な育成を阻害するおそれがある広告物を掲出し、表示しないようにしなければなりません。
- 2 知事は、広告物の内容が著しく有害と認められるものを「**有害広告物**」として指定することができます。
- 3 広告物の広告主・管理者は、有害広告物を掲出し、又は表示してはなりません。
- 4 広告物の広告主・管理者は、有害広告物の除去、変更等必要な措置を講じなければなりません。

### 有害広告物として指定される基準

第13条「有害興行として指定される基準」の内容に同じ

除去等必要な措置を講じない者は、30万円以下の罰金に処されます。

## インターネット利用環境の整備（第28条）

### 県の責務

青少年がインターネットを適切に利用することの重要性について県民の理解と関心を深め、青少年が利用する携帯電話、携帯ゲーム機などの端末設備へのフィルタリングの利用の普及が図られるように、啓発等必要な施策の推進に努めます。

### インターネットの端末設備を青少年に利用させる施設等の責務

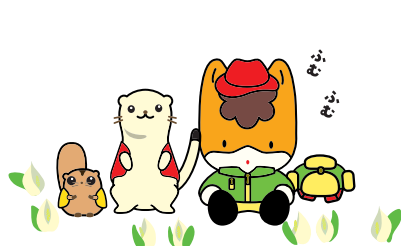
青少年がインターネットの端末設備を利用するとき、フィルタリングの活用等により青少年に有害情報を閲覧等させないように努めなければなりません。

### 保護者の責務

インターネットの利用状況を適切に把握し、フィルタリングの利用等により適切な管理をして、青少年がインターネットを適切に利用できる能力の育成に努めなければなりません。

### 青少年の健全育成に携わる関係者の責務

青少年の有害情報に対する健全な判断能力が育成されるよう、啓発及び教育に努めなければなりません。



「おぜのかみさま」  
セーフネット標語

- ・「お」くらない（写真）
- ・「ぜ」ったいあわない（ネットで知り合った者）
- ・「の」せない（個人情報）
- ・「か」きこまない（悪口など）
- ・「み」ない（有害サイト）
- ・「さ」がさない（出会い）
- ・「ま」もる（ルール）

おぜのかみさま  
アニメーション



## 青少年が利用する携帯電話インターネット契約における義務規定（第28条の2～4）

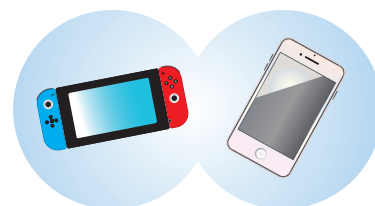
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部改正に伴い改正を実施

- 携帯電話インターネット事業者（携帯電話の通信事業者、携帯電話販売店等）は、携帯電話端末等のインターネット契約を締結・媒介するとき、使用者が青少年である場合は、インターネットの接続により**青少年が有害情報を閲覧、視聴する機会が生じること等**を説明し、その内容が記載された**説明書を交付**しなければなりません。

- 保護者は、青少年が使用する携帯電話端末等のインターネット契約をする場合で、フィルタリング及びフィルタリング有効化措置を希望しない場合は、**やむを得ない理由**を記載した**書面**を、携帯電話インターネット事業者に**提出**しなければなりません。

- 携帯電話インターネット事業者、**保護者からフィルタリング利用を希望しない書面の提出があったときに限って**青少年の携帯電話インターネット契約の締結、媒介等ができます。

携帯電話インターネット事業者は、保護者から提出された「**書面**」を契約が終了する日または青少年が18歳になるまでの間、**保存**しなければなりません。



## 酒類・たばこの販売に係る環境の整備（第29条）

- 酒類、たばこの販売業者（従業員を含む）は、酒類、たばこを販売するときに、購入しようとする人が明らかに20歳以上の者と認められる場合以外は、身分証明書の提示を求める等、客観的な方法により年齢を確認しなければなりません。
- 酒類、たばこの自動販売機の管理者は青少年が酒類、たばこを自動販売機で購入しないよう自動販売機を屋内等管理できる場所に設置するよう努めなければなりません。
- 屋外に設置する場合、販売時間は、**午前5時から午後11時まで**にするよう努めなければなりません。

**20歳未満の者の喫煙、飲酒は法律で禁止されています。**

**販売業者が、20歳未満の者にたばこを販売したり、酒類を販売又は提供すると、50万円以下の罰金に処される場合があります。**

※従業員だけでなく会社も責任をとって処罰される場合があります。【両罰規定】

（二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律・二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律）



# 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の規制

## 深夜外出等の制限（第30条第1・2項）

- 1 保護者は、通勤、通学その他の正当な理由がある場合を除いて、**深夜（午後10時から翌日の午前4時まで）**に青少年のみで外出させないように努めなければなりません。
- 2 何人も、深夜の勤務、緊急な用件やその他の正当な理由がある場合を除いて、深夜に青少年を連れ出したり、同伴したり、とどめてはなりません。

第2項に違反した者は、30万円以下の罰金に処されます。

### ◎ 正当な理由に該当する例

- ・ 労働基準法で認められる範囲の就労
- ・ 天災や火災、本人又は保護者の急な病気や事故
- ・ 青少年育成指導者等のもとに行われる野外キャンプや合宿
- ・ その他社会通念に照らして許容される範囲



## 深夜営業施設への立入り制限等（第31条）

- 1 下記施設の経営者は、保護者同伴であっても深夜に青少年を立ち入らせてはなりません。
  - ・ 興行場（映画館、演芸場等）
  - ・ カラオケボックス
  - ・ ゲームセンター（風俗営業に該当するものを除く）※
  - ・ ボウリング場、ビリヤード場、ダーツ場
  - ・ インターネットカフェ・マンガ喫茶 等

立ち入らせた経営者等は、30万円以下の罰金に処されます。

上記施設の経営者は、深夜に営業を行う場合、施設の入口等の見やすい箇所に、深夜における青少年の立入りを禁止する旨を表示しなければなりません。

条例施行規則で定める表示の大きさ  
縦30センチ以上、横20センチ以上

表示義務に違反した者は、10万円以下の罰金に処されます。

群馬県青少年健全育成条例の規定により、午後10時から翌日の午前4時までの間は保護者同伴であっても、十八歳未満の方の入場をお断りします。

※ 風俗営業に該当するゲームセンター（ゲーム機の占有面積が一定基準以上ある等、風俗営業の許可が必要とされる店舗）は、時間・年齢について「群馬県の風俗営業に関する条例施行規則」の規定が適用されます。

## 古物買受けの制限（第33条）

古物商は、古物（使用済み下着を除く）を青少年から買い受けたり、販売の委託を受けたり、青少年と交換してはなりません。（青少年が保護者の委託を受け、又は同意を得たと認められる場合は、除外されます。）

保護者の同意を得ていない青少年から古物を買受けした者は、30万円以下の罰金に処されます。

## 薬品等の制限（第34条）

何人も、催眠、めいいてい、興奮、幻覚等の作用を有する薬品類等を不健全な目的に使用することをおそれがあることを知りながら、青少年に譲渡し、交付し、施用してはなりません。

不健全な目的で使用することを知りながら青少年に譲渡等した者は、50万円以下の罰金に処されます。



## みだらな性行為の禁止（第35条第1・2項）



- 1 何人も、青少年に対して、みだらな性行為又はわいせつな行為をしてはなりません。
- 2 何人も、青少年に対して、前項の行為を教え、又は見せてはなりません。

違反した者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処されます。

対償を供与し、又はその供与を約束している場合、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」により処罰されます。〔罰則：5年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金〕  
青少年自身が、人を児童との性交等の相手方となるよう誘引する行為をすれば「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」により処罰されます。〔罰則：100万円以下の罰金〕

## 児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止（第35条の2）

何人も、青少年に対して、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めてはなりません。

青少年の判断能力の未成熟につけ込む等、悪質性の高い態様（※）で求めた者は、30万円以下の罰金に処されます。

※「悪質性の高い態様」とは

- 1 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めること。
- 2 青少年を威迫し、欺き、又は困惑させる方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めること。
- 3 青少年に対し対償を供与し、又はその供与の申込み若しくは約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めること。

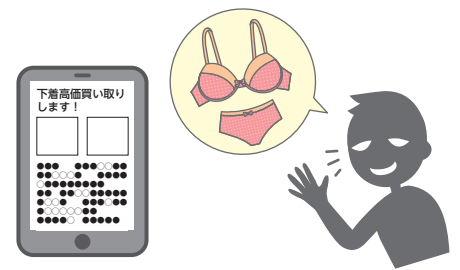


16歳未満の者に対し、性交等の姿態、性的な部位を露出した姿態等のわいせつな映像を送信するよう要求することは「刑法」により処罰されます。〔1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金〕

## 使用済み下着等の買受け等の禁止（第37条）

何人も、青少年から使用済み下着等を買受け、若しくは売却の委託を受け、又は売却の相手方を紹介し、若しくは売却するよう勧誘してはなりません。

違反した者は、30万円以下の罰金に処されます。



## 入れ墨等の禁止（第36条）

何人も、正当な理由がある場合を除いて、青少年に入れ墨やこれに類似するものを施し、又は入れ墨等を受け入れるよう強要、勧誘、あっせんしてはなりません。

違反した者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処されます。

正当な理由の例 \* 病気等で眉毛がないために、保護者同意で行われる美容整形

## 接待業務等への勧誘行為の禁止（第38条）

何人も、青少年に対し、下記に掲げる行為を行ってはなりません。

- 1 飲食店等で客の接待の仕事をするよう勧誘すること
- 2 性風俗関連特殊営業において、客に接する仕事をするよう勧誘すること
- 3 ホストクラブ等の客となるよう勧誘すること

違反した者は、30万円以下の罰金に処されます。

## 場所の提供等の禁止（第39条）

何人も、下記の行為が青少年に対してなされ、又は青少年が行うことを知って、場所を提供したり、あっせんしてはなりません。

- ◇ みだらな性行為等
- ◇ 大麻、麻薬、あへん、覚せい剤を使用する行為
- ◇ 入れ墨等を施す行為

違反した者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処されます。

- ◇ とばく
- ◇ 薬品類等を不健全に使用する行為
- ◇ 喫煙、飲酒

違反した者は、50万円以下の罰金に処されます。

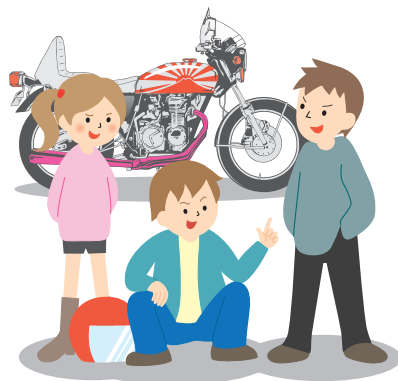


## 非行助長行為の禁止（第43条）

何人も、青少年に対して、下記に掲げる行為を行うよう勧誘し、あおり、そそのかし、強要し、又はこれらの行為を行わせる目的をもって金品その他の利益又は便宜を供与してはなりません。

- ◇ みだらな性行為又はわいせつな行為
- ◇ 大麻、麻薬、あへん、覚せい剤を使用する行為
- ◇ 暴行、傷害、脅迫、恐喝、詐欺、窃盗、強盗、器物損壊、逮捕又は監禁
- ◇ 共同による暴走行為

違反した者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処されます。



- ◇ とばく
- ◇ 薬品類等を不健全に使用する行為
- ◇ 喫煙、飲酒
- ◇ 家出

違反した者は、50万円以下の罰金に処されます。

何人も、青少年が行う著しい非行（喫煙、飲酒、家出を除く）を容認することや、著しい非行に関連する紛争の解決等を行う対償として、金品その他の利益供与を要求し、又は受けてはなりません。

違反した者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処されます。

何人も、青少年が構成員となる著しい非行を行う集団（非行集団）を結成したり、指導、援助してはなりません。

違反した者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処されます。

何人も、青少年に対し、非行集団に加入することを勧誘、強要、又は脱退することを妨害してはなりません。

違反した者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処されます。

何人も、青少年に対して、非行集団から脱退させないことを目的に、又は脱退することを容認する対償として、金品その他の利益供与を要求し、又は受けてはなりません。

違反した者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処されます。

## 立入調査等（第50条）

警察官（少年支援官を含む。）又は知事の指定した職員は、必要があるとき、下記の場所に立入調査を行い、関係者に対し質問したり、資料の提出を求めることができます。

- ① 興行場      ② 図書類・がん具類の販売等を行う営業所      ③ 図書類・がん具類、利用カード等の自動販売機等設置場所
- ④ 広告物の広告主、管理者の営業所      ⑤ 携帯電話販売店等
- ⑥ 酒類・たばこ販売店、自動販売機設置場所      ⑦ 深夜営業施設（第31条第1項で規定する営業）
- ⑧ 質屋、古物商の営業所、飲食店、喫茶店      ⑨ 薬品類、下着の販売業を行う営業所      ⑩ 入れ墨等を施す営業所
- ⑪ 旅館業、アパート・貸間を業とする者の営業所又は事業施設

◎ 罰則（立入調査を拒んだり、虚偽の資料を提出した者には、10万円以下の罰金が科せられます。）

青少年に対して行われる行為のうち罰則が規定されている行為は、青少年の年齢を知らないことを理由として処罰を免れることはできません。（第60条）

◎ 行為の相手が青少年であるか、年齢を確認する義務があります。



©群馬県 ぐんまちゃん

「群馬県青少年健全育成条例」に関する詳しいお問い合わせは  
群馬県生活こども部私学・青少年課

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1丁目1番1号 電話 027-223-1111(内線3557)・027-898-3557(直通)

※ 詳しい内容は、群馬県ホームページでもご覧いただけます。検索方法は、群馬県ホームページ上部の「 検索」に「健全育成条例」と入力して検索を実行して下さい。

詳しい情報は、HPで検索して下さい。

健全育成条例

検索

CLICK!